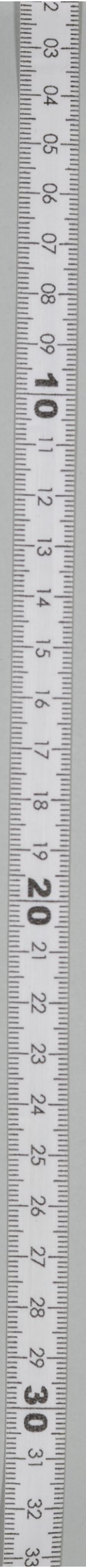


## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

都運送株式會社定款



都運送株式會社定款

第壹章 總則

第壹條 當會社ハ都運送株式會社ト稱ス

第貳條 當會社ハ本店ヲ東京市ニ支店出張所ヲ便宜ノ地ニ置ク

第參條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、海陸運送取扱及ビ貨物保管

二、右ニ關聯スル一切ノ事業

當會社ノ資本總額ヲ金貳萬圓トス

當會社ノ存立期間ハ設立ノ日ヨリ滿貳拾ケ年トス

當會社ノ公告ハ本店ノ店頭ニ揭示ス

第貳章 株式

第七條 當會社ノ資本金ヲ株式四百株ニ分テ一株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第八條

株式ハ記名トシ拾株券一種トス

第九條

株金第壹回ノ拂込ハ壹株ニ付金拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ノ拂込金額及期日ハ取締役會ニ於テ之ヲ定ム

第十條

株金ノ拂込ヲ怠リタル者ハ其ノ拂込期限ノ翌日ヨリ拂込當日ニ至ルマデ金壹百圓ニ付一日金五錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ支拂ヒ且之ガ爲メ生ジタル損害ヲ賠償スベシ

第十一條

前條ノ場合ニ於テハ其義務ノ完済ニ至ル迄其ノ株式ニ對シ名義書換ヲ停止ス

第十二條

株主ハ住所及ビ印鑑ヲ當會社ニ届出スベシ之レヲ變更スルトキ亦同シ外國居住ノ株主ハ日本内地ニ假住所又ハ代理人ヲ定メ當會社ニ届置クベシ若シ其ノ届出ナキ時ハ諸般ノ通知ニ關シ當會社其ノ責ニ任セス

第十三條

賣買讓渡ニ因リ株式ノ名義書換ヲ要スルモノハ其ノ株券ニ當會社所定ノ書換請求書ヲ添へ當會社ニ提出シ取締役會ノ承認ヲ得ルモノトス

第十四條

株券ノ毀損又ハ分合ノ爲メ新株券ノ交附ヲ要スル者ハ其ノ

株券ニ當會社所定ノ請求書ヲ添へ差出スベシ

株券喪失ニ因リ再交附ヲ要スルモノハ當會社所定ノ請求書

ニ其ノ事實ヲ證明スベキ書類ヲ添へ差出スベシ

當會社ハ本人ノ費用ヲ以テ三日間所轄區裁判所ガ登記公告

ヲナス新聞紙ニ其ノ旨ヲ公告シ三十日ヲ經過スルモ他ヨリ

故障ノ申出ナキトキハ新株券ヲ公附ス

新株券交附ノ手数料ハ株券一枚ニ付金參拾錢トス

毎決算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日マデ株式ノ名義

書換ヲ停止ス

第參章 株主總會

第十六條

當會社ノ定時株主總會ハ毎年壹月之ヲ開キ臨時株主總會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク

第拾七條

總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ス 臨時總會ハ全株數ノ半數以上ニ相當スル出席株主ナキトキハ總會ヲ開ク事ヲ得ズ

第拾八條

株主ノ議決權ハ一株ニ付一個トス 株主ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使スルコトヲ得

第拾九條

但シ代理人ハ當會社ノ株主ニ限ルモノトス 總會ノ議長ハ社長之ニ當ル若シ差支アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル

第貳拾條

總會ノ議事ハ出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可 否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第貳拾壹條

總會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ議長及出席株主貳名以上之ニ署名捺印スルモノトス

第四章 役員

第貳拾貳條

當會社ノ取締役ハ五名以内監査役ハ貳名以内トス

第貳拾參條

取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ取締役ハ株式五拾株監査役ハ株式參拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ之ヲ選任ス

第貳拾四條

取締役ノ任期ハ參ヶ年監査役ノ任期ハ貳ヶ年トス 但シ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘期間トス

第貳拾五條

前項ノ任期滿了スルモ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會ノ終結ニ至ルマデ之ヲ伸長スルコトヲ得 取締役監査役ニ補缺ヲ生ジタル時ハ補缺選舉ヲ行フ 但シ法定ノ員數ヲ缺カザル限リ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ延期スルコトヲ得

第貳拾六條

取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名專務取締役若干名ヲ選任ス

第貳拾七條

社長ハ社務ヲ統理シ取締役會ノ議長トナルモノトシ專務取締役ハ社長ヲ補佐シ一切ノ業務ヲ執行ス

第貳拾八條

社長ハ當會社ヲ代表スルモノトス

第貳拾九條

取締役ハ取締役會ヲ開キ業務ニ關スル諸般ノ事項ヲ決議スベシ

第參拾條

取締役會ノ決議ハ總員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナ  
ルトキハ議長之ヲ決ス

第參拾壹條

業務上必要ト認ムルトキハ取締役會ノ決議ヲ以テ顧問相談  
役又ハ評議員ヲ置クコトヲ得

第參拾貳條

取締役ハ在任中其所有ノ當會社株式五拾株ヲ監査役ニ供託  
スルコトヲ要ス

但シ退任ノ場合其年度ノ定時總會ニ於テ決算報告ノ承認ヲ  
經タル後ニアラザレバ之ガ還付ヲ要求スルコトヲ得ズ  
前項ノ場合ニ於テ監査役ハ直ニ封緘シテ當會社内ニ保管ス  
ルモノトス

第參拾參條

取締役及監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計 算

第參拾四條

當會社ハ毎年拾壹月末日ヲ以テ決算期トス

第參拾五條

毎決算ニ於ル總收入金及前年度ノ繰越金ヨリ營業上ノ諸經  
費及損失ヲ控除シ其ノ殘額ヲ利益金トシ左ノ標準ニヨリ處  
分ス

- |            |     |         |
|------------|-----|---------|
| 一、法定積立金    | 利益金 | 百分ノ五以上  |
| 二、諸償却積立金   | 同 上 | 百分ノ拾以上  |
| 三、役員及社員賞與金 | 同 上 | 百分ノ貳拾以内 |
| 四、從業者扶助金   | 同 上 | 百分ノ參    |
| 五、株主配當金    |     |         |
| 六、後期繰越金    |     |         |

第參拾六條

株主配當金ハ決算期ノ末日ニ於ケル株主ニ之ヲ分配ス

附 則

一、當會社株式ノ引受申込ヲ爲シタルモノハ第壹回ノ株金拂込ノ通知ヲ受  
ケ規定ノ手續ヲ終了スルモ尙拂込ヲ爲サザル者ハ株式申込ノ權利ヲ喪

失ス而シテ既ニ差入タル株式申込證據金ハ違約金トシテ之レヲ沒收シ  
 當會社ノ所得トス  
 二、當會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ハ金五百圓以内トシ初年度ニ於テ之  
 ヲ償却スルモノトス

發起人ノ引受株數及住所氏名

一、五拾株	東京市目黒區東町六拾四番地	太田垂穂
同所	同番地	同
一、貳拾株	東京市杉並區上荻窪二丁目八拾六番地	太田キヨ
一、壹百株	山縣興齋	同
同所	同番地	同
一、六拾株	山縣靖子	同
一、五拾株	栃木縣下都賀郡小山町大字小山壹千九百八拾參番地ノ八	金原清作

一、參拾

株

川

島

重

壽

東京市品川區南品川三丁目八拾八番地

一、拾

株

鹿

内

德

次

郎

東京市品川區大崎東町二丁目四百拾八番地